

令和8年度不用物品売却単価契約内訳書
(令和8年7月1日～令和8年9月30日分)

環境政策局適正処理施設部施設管理課
(担当：佐合、上田 電話 222-3964)

件名	(単価契約) 不用物品売却 (スチール缶 南部資源リサイクルセンター) 第2四半期
予定数量	101,000 kg (数量については増減する場合があります)
契約期間	令和8年7月1日から 令和8年9月30日まで
引渡場所	京都市南部資源リサイクルセンター (京都市伏見区横大路千両松町447)
契約条件	別紙「仕様書」のとおり
その他	

スチール缶の売却に関する仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が家庭から排出される缶・びん・ペットボトルを分別収集し、素材別に選別処理した資源物のうち、南部資源リサイクルセンターで選別処理したスチール缶を売却業者（以下「乙」という。）へ引渡す業務に関し、必要な事項を定める。

- 1 引渡す資源物は、以下のスチール類とする。
 - (1) スチール缶（圧縮成型したもの）。
 - (2) ガラクタ鉄、鉄くず（スチール缶以外の鍋、スプレー缶（作業員が振って中身がないことを確認し、圧縮した状態）、ハンガーなど。ただし、取っ手などの製品に付随する不純物を含む。）
- 2 資源物の引渡場所は、南部資源リサイクルセンターが指定するストックヤードとする。積込作業は、乙の重機を使い、乙の重機運転免許取得者により、細心の注意を払い、行うものとする。
- 3 資源物の引渡日は、祝祭日を除く月曜日から金曜日で、南部資源リサイクルセンターからの連絡により、乙との協議のうえ、概ね週1回から2回の頻度で設定する。なお、事前に甲に引渡し日時について知らせること。
- 4 資源物の計量は、甲の指示に従い、乙が南部資源リサイクルセンターの計量器において行う。資源物の引渡し時、積込前と積込後にそれぞれ車両の重量を計量器で測定し、その差を引渡し重量とする。
- 5 資源物の計量は、スチール缶とガラクタ鉄・鉄くずそれぞれについて行う。ただし、売却重量の算定は、スチール缶とガラクタ鉄・鉄くずの合計重量となるので、単価算定に当たっては十分考慮すること。
- 6 乙は、資源物の積込み、引渡しその他の作業において、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 最大積載量を厳守するとともに、積荷が輸送中に荷崩れ・飛散することがないように適切な措置を講ずること。
 - (2) 資源物の積込み、引渡しはじめ、南部資源リサイクルセンター構内における作業全般について、施設職員の指示に従い、職員の作業に支障を生じないように、十分注意すること。
 - (3) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。
- 7 乙は資源物の売却事務において、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 月末を締切りとし、翌月5日までに見積書、内訳書及び計量票を提出すること（様式等については別途甲が乙に対して指示する）。

- (2) 代金については、月末締めで引渡した資源物の量の総合計に対して、契約単価を乗じることにより金額を決定する。なお、1円未満の端数については切捨てる。支払いについては甲から乙に対して発行する納入通知書により、納入通知書到達日から14日以内に納入すること。
- (3) 月末を締切りとし、翌日1日（1日が休日の場合は次の稼働日）の午前中までに、資源物引取量及び見積金額の報告書（書式は自由）を南部資源リサイクルセンターに提出すること。
- (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。
- 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであるため、大幅な増減があったとしても、甲は何ら補償しない。
- 9 残渣については、乙の責任において適正に処理を行うこと。
- 10 本仕様書に定めのない事項については、そのつど、甲乙協議により定める。